

## 大阪市保健師人材育成評価検討会開催要領

制定 平成 23 年 7 月 22 日

### (目的)

第1条 大阪市に勤務する保健師の教育体制の構築及び人材育成の充実を図ることにより、地域保健福祉活動の実践力を高め、本市における公衆衛生看護活動の質を向上させることを目的として、大阪市保健師人材育成評価検討会を開催する。

### (所掌事務)

第2条 本会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 大阪市保健師人材育成ガイドラインに関すること
- (2) 保健師を対象とする研修の企画・評価に関すること
- (3) その他、保健師の人材育成に関すること

### (組織)

第3条 メンバーは 10 人以内で組織する。

- 2 メンバーは、大阪市保健行政医師会代表者、大阪市保健師管理職代表者、保健師業務関係担当課長その他必要と認める者で構成する。
- 3 学識経験者、大阪府看護協会代表者を外部講師として本会に招へいすることができる。
- 4 必要があるときは、国立保健医療科学院研究官等の本会への出席および事務局への助言を得ることができる。

### (会議)

第4条 会議は年 2 回程度開催する。

### (事務局)

第5条 本会の事務局は大阪市健康局健康推進部健康施策課に置く。

### 附則

この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する

この要領は平成 29 年 3 月 7 日から施行する

この要領は令和 3 年 6 月 9 日から施行する